

1 審議事項

愛知県国保運営方針連携会議等における協議を経て、市町村と合意したルールについて、2025 年 10 月 29 日に開催された第 1 回愛知県国民健康保険運営協議会にて審議いただき、承認を得た。

今回、このルールに基づいて国保事業費納付金を算定した結果は以下のとおりとなった。については、下記の納付金算定結果について審議を行いたい。

2 納付金の算定結果

市町村と合意したルールに基づき、2026 年度国民健康保険事業費納付金の算定を行った結果、被保険者 1 人当たりの納付金額は 177,502 円となった。

**【前年度より 1 人当たり納付金額が増加した主な原因】**

- ・過去の医療費実績及び診療報酬改定（診療報酬改定率 1.0222）を加味した 2026 年度の保険給付費を推計したところ、1 人当たり保険給付費が増加した。
- ・2026 年度から子ども・子育て支援納付金の新設された。

【1 人当たり納付金の算定結果】

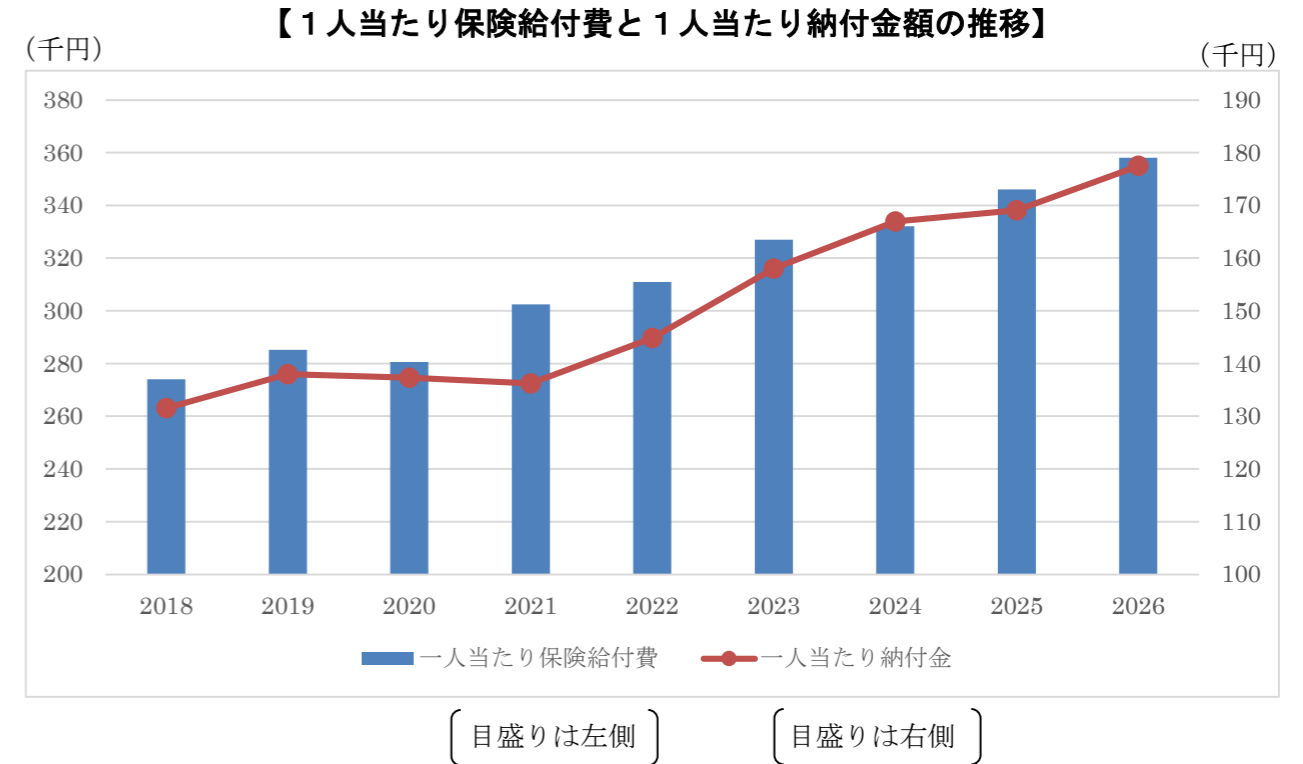
	2026 年度算定結果	2025 年度確定納付金	増減額（率）
県平均 1 人当たり納付金額	177,502 円	169,090 円	8,412 円
対前年度本算定伸び率	104.97%	101.29%	3.68 ポイント

【主な内訳】

	2026 年度算定結果	2025 年度確定納付金	増減額
保険給付費相当分	120,964 円	117,592 円	3,372 円
子ども・子育て支援納付金相当分	3,859 円	0 円	3,859 円

3 1 人当たり保険給付費及び納付金額の推移

国保制度改革（2018 年度）以降の 1 人当たり保険給付費（実績）及び 1 人当たり納付金の推移を見ると、全体として上昇傾向となっている。



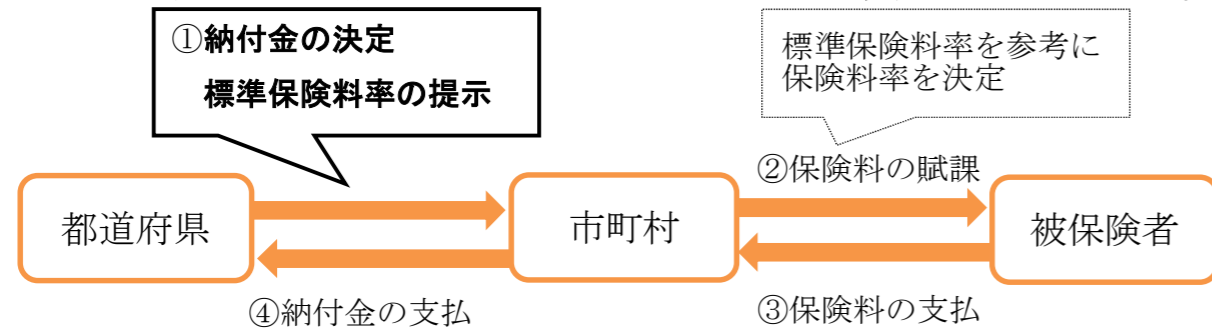
4 今後のスケジュール

- 2026 年 3 月中旬      愛知県ホームページにおいて標準保険料率を公表
- 4 月上旬              各市町村へ納付金額を通知

〔参考〕

1 納付金の概要

2018 年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。本県は、2026 年度の国民健康保険の財政運営に必要な金額のうち、市町村が負担する納付金について、市町村との協議を経て合意されたルールにより算定を行うものである。



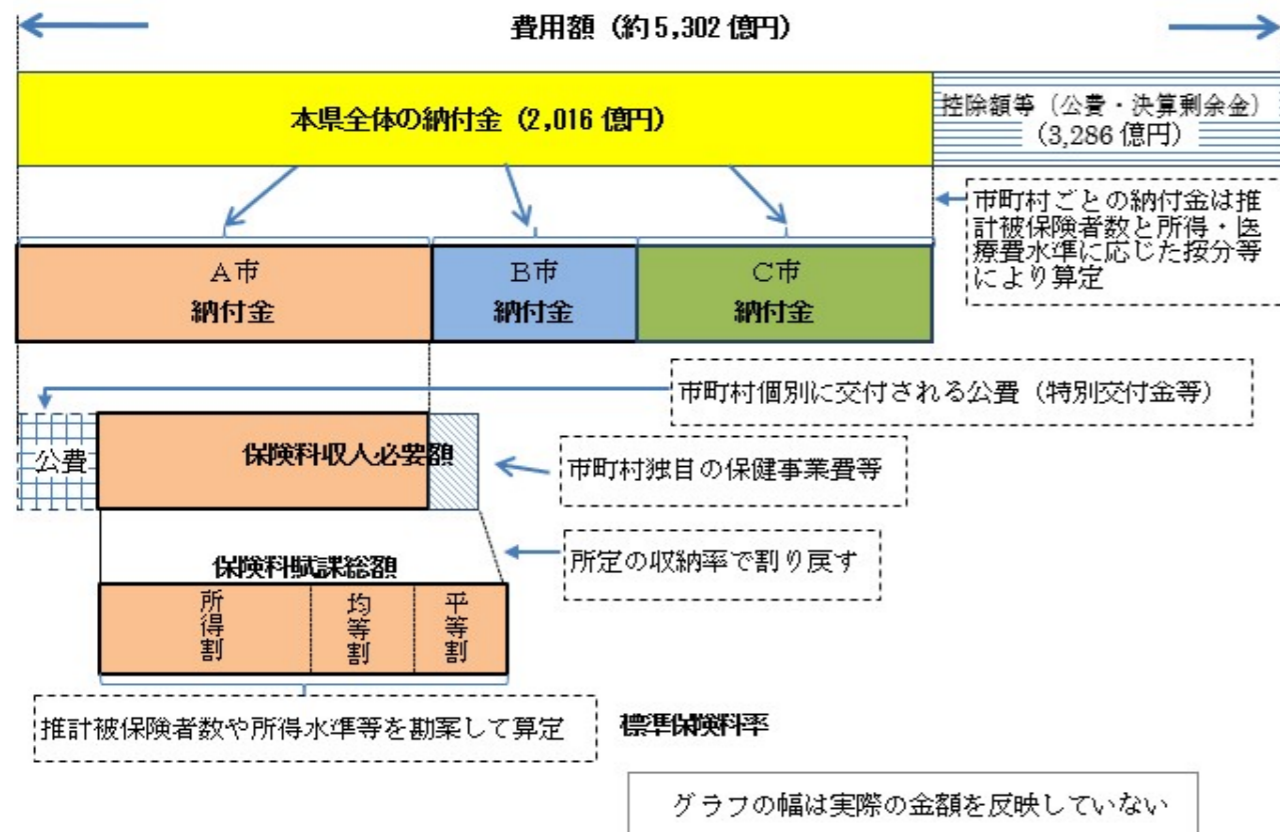
2 2025 年度からの変更点 《概説は別紙「変更点の概説」参照》

- (1) 子ども・子育て支援納付金の新設[本県全体の一人当たり納付金額前年度比+3,859 円増]
- (2) 共同負担の高額医療費を1件あたり80万円超から90万円超に変更[同影響僅少]
- (3) 医療費指数反映係数αを0.8から0.6に変更[同影響なし]

3 算定方法

- (1) 推計被保険者数等に基づき県全体の保険給付費等を見込んで費用額[約5,302億円]を算定
- (2) 国係数等に基づき費用からの控除額等(公費・決算剰余金の投入額)[約3,286億円]を算定
- (3) 費用額(1)から控除額等(2)を差引し本県全体の納付金額 [約2,016億円]を算定
- (4) 推計被保険者数と所得・医療費水準に応じた按分等により市町村別の納付金額を算定
- (5) 市町村ごとの保健事業費や収納率等を勘案し市町村別の標準保険料率を算定

＜算定方法のイメージ図＞



[注]本県全体の納付金約2,016億円÷推計被保険者(2026算定)1,135,625人  
 ≒本県全体の被保険者1人当たり納付金額177,502円

＜算定方法の概説＞ 本県全体の被保険者1人当たり金額ベースで説明

(1) 推計被保険者数等に基づき県全体の保険給付費等を見込んで費用額を算定  
 費用額増の主な理由は、保険給付費の増(自然増分11,751円/診療報酬改定分261円)と子ども・子育て支援納付金分の皆増(7,081円)

区分	2025 算定 X		2026 算定 Y	差額(Y-X)
(合計)費用	445,664 円	⇒	466,872 円	+21,208 円(104.76%)
A 保険給付費	346,046 円	⇒	358,058 円	+12,012 円(103.47%)
B 子ども・子育て支援納付金	0 円	⇒	7,081 円	+7,081 円(-%)
C 後期高齢者支援金	71,900 円	⇒	72,856 円	+956 円(101.33%)
D 介護納付金	25,245 円	⇒	26,087 円	+842 円(103.34%)
E その他(審査支払事務手数料等)	2,473 円	⇒	2,790 円	+317 円(112.82%)

[補記]推計被保険者数は2025算定1,171,696人から2026算定1,135,625人となり36,071人減

(2) 国係数等に基づき費用からの控除額等(公費・決算剰余金の投入額)を算定

控除額等増の主な理由は、保険給付費等の増に見合う国・県による公費投入の増

区分	2025 算定 X		2026 算定 Y	差額(Y-X)
(合計)控除額等	276,574 円	⇒	289,370 円	+12,796 円(104.63%)
a 保険給付費分公費等	230,927 円	⇒	239,884 円	+8,957 円(103.88%)
b 子ども・子育て支援納付金分公費	0 円	⇒	3,222 円	+3,222 円(-%)
c 後期高齢者支援金分公費	33,695 円	⇒	34,021 円	+326 円(100.97%)
d 介護納付金分公費	11,952 円	⇒	12,243 円	+291 円(102.43%)
うち決算剰余金分	1,594 円	⇒	2,270 円	+676 円(142.41%)

[補記]決算剰余金投入額は納付金抑制措置として全市町村と合意したルールにより算定

(3) 費用額(1)から控除額等(2)を差引し本県全体の納付金額を算定

区分	2025 算定 X		2026 算定 Y	差額(Y-X)
(合計)納付金額	169,090 円	⇒	177,502 円	+8,412 円(104.97%)
A+E-a 保険給付費相当分	117,592 円	⇒	120,964 円	+3,372 円(102.87%)
B-b 子ども・子育て支援納付金相当分	0 円	⇒	3,859 円	+3,859 円(-%)
C-c 後期高齢者支援金相当分	38,205 円	⇒	38,835 円	+630 円(101.65%)
D-d 介護納付金相当分	13,293 円	⇒	13,844 円	+551 円(104.15%)

[参考]納付金額177,502円は費用466,872円の約4割(残り約6割の大半は公費負担)

《本県全体の納付金額は補足資料1-1参照》

(4) 推計被保険者数や医療費水準の按分等により市町村別の納付金額を算定

市町村別の納付金額について、本県全体の納付金額を推計被保険者数と所得・医療費水準に応じた按分等により算定

《市町村別の納付金額は補足資料1-1参照》

(5) 市町村ごとの保健事業費や収納率等を勘案し市町村別の標準保険料率を算定

市町村別標準保険料率について、市町村ごとに、納付金の支払必要額から市町村個別に交付される公費を控除し市町村独自の保健事業費等の費用を加算した保険料収入必要額を、所定の収納率で割り戻すことにより、保険料賦課総額を算定し、この賦課総額をもとに推計被保険者数や所得水準等を勘案し標準保険料率(所得割・均等割・平等割)を算定

《市町村別の標準保険料率は補足資料1-2参照》